

国土動指第91号
平成27年3月27日

各業界団体の長 へ

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の
解釈・運用の考え方」の一部改正について

宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成26年法律第81号)が平成26年6月25日に公布され、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成26年政令第322号)に基づき平成27年4月1日から施行されることに伴い、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解釈・運用の考え方」(平成23年10月25日国土動指第46号)を改正し、別添のとおり各地方支分部主管部長へてに通知したところである。

貴団体におかれては、通知の趣旨を御理解の上、貴団体の会員に対し、周知されたい。